新型コロナウイルスの感染拡大に対応した
津山市融資制度「小口資金」について

2020.12.24 現在

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近１か月間の売上げが前年の同じ時期に比べ５％以上減少しており、かつ、その後の２か月間を含む３か月間の売上高が前年同時期に比べ５％以上減少することが見込まれる中小企業者等
資金使途	事業経営に必要な運転資金及び設備資金
融資限度額	500 万円（既存の津山市中小企業融資と合算で 3,500 万円まで）
融資期間	10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
融資利率	年 1.80%
保証料率	年 0.25%～1.32% 小規模企業資金割引の適用により所定保証料率より 0.2%引き下げた保証料率となります。 年 0.70%（危機関連保証・セーフティネット保証（責任共有対象）の場合） 年 0.80%（セーフティネット保証（責任共有対象外）の場合）
担保及び保証人	【担保】必要に応じ差し入れていただきます 【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません
取扱期間	令和２年３月９日から令和３年３月３１日（保証申込受付分）
備考	借換資金は対象外です。 危機関連保証を利用する場合は、認定書を、セーフティネット保証を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症に関する経営安定関連保証認定書を提出してください。認定書はコピーで差し支えありません。